

質問に対する回答書  
 (件名) 関越自動車道 三芳スマートIC舗装工事

| No | 質問箇所   | 質問事項  | 回答  |
|----|--|---|---|
| 1  | 特記仕様書11-1工事用道路の指定及び【1/5】設計図の1/7～3/7の位置図(1)、(2)、(3) | 位置図(1)において、②県道56号線が県道126号線と交わる中富交差点まで表記されています。位置図(2)(3)において、盛土場等までの運行経路が表記されていますが、②県道56号線から県道126号線路を通り国道16号線から川越ICに至って、川越ICから鶴ヶ島JCT及び久喜白岡JCTを軽油して久喜ICまで高速道路を使用しそののち、一般道にて盛土場Aに至ると思われま。図面及び特記仕様書には、工事用道路として県道126号線、国道16号線、関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道及び東北自動車道の表記がありません。それぞれの工事用道路としての延長を明示して頂けないでしょうか。B部資材置場においては、白岡菖蒲ICから資材置場までの一般道のそれぞれの延長を明示して頂けないでしょうか。C部資材置場においては、鶴ヶ島ICから資材置場までの一般道の延長をご明示して頂けないでしょうか。また②県道56号線の延長が5,700mと特記仕様書に表記されていますが、Web上の地図上ではあります3,300m程度のように思われますが如何でしょうか。ご教示ください。 | 7月18日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。工事用道路として指定していない道路の選択は任意となりますので、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。なお、特記仕様書11-1の内容について、誤りがありましたので、交付図書を訂正いたします。                  |
| 2  | 特記仕様書13-1貸与品及び23-16仮設フェンス工                         | 表下に※項目末尾の(A)は設置・撤去、(B)は他工事で設置したものを管理及び撤去するもの示す。とありますが、(A)においては資材の搬入・搬出の費用、(B)においては、搬出の費用はそれぞれ単価項目に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、他工事の引継ぎによるリース品は白岡菖蒲IC資材置場へ運搬するものとし、それらに要する費用を計上すればよいのでしょうか。リース元が資材置場から搬出する費用は見込まなくてよいと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。貸与品の表に含まれない防塵シート、チューブライトやコンパネ等は処分品と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。  | 7月18日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。特記仕様書23-16に示すとおり、資材の搬入・搬出の費用については、関連する単価項目に含まれるものとお考え下さい。なお、特記仕様書23-16にリース品の返却先、処分品が明記されていなかったため、交付図書を訂正いたします。 |